

令和6年第1回

甘楽町議会定例会会議録

第 1 号

3月7日（木曜日）

令和6年第1回甘楽町議会定例会会議録第1号

令和6年3月7日（木曜日）

議事日程 第1号

令和6年3月7日（木曜日）午後1時01分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定
- 日程第 3 諸般の報告
- 日程第 4 施政方針
- 日程第 5 議案第 5号 令和5年度甘楽町一般会計補正予算（第7号）
- 日程第 6 議案第 6号 令和5年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 7 議案第 7号 令和5年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）
- 日程第 8 議案第 8号 令和5年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）
- 日程第 9 議案第 9号 令和5年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）
- 日程第10 議案第10号 令和5年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）
- 日程第11 同意第 1号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について
- 日程第12 同意第 2号 甘楽町教育委員会委員の任命について
- 日程第13 議案第11号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について
- 日程第14 議案第12号 甘楽町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第15 議案第13号 甘楽町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第16 議案第14号 甘楽町公立学校基金条例の一部を改正する条例について
- 日程第17 議案第15号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について
- 日程第18 議案第16号 甘楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人

情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

- 日程第19 議案第17号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について
- 日程第20 議案第18号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について
- 日程第21 議案第19号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第22 議案第20号 甘楽町給水条例等の一部を改正する条例について
- 日程第23 議案第21号 甘楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について
- 日程第24 議案第22号 甘楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について
- 日程第25 議案第23号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について
- 日程第26 議案第24号 甘楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第27 議案第25号 甘楽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第28 議案第26号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について
- 日程第29 議案第27号 甘楽町水洗便所改造資金融資あっせん条例を廃止する条例について
- 日程第30 議案第28号 甘楽町道路線の認定について
- 日程第31 議案第29号 令和6年度甘楽町一般会計予算
- 日程第32 議案第30号 令和6年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算
- 日程第33 議案第31号 令和6年度甘楽町介護保険事業特別会計予算
- 日程第34 議案第32号 令和6年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算
- 日程第35 議案第33号 令和6年度甘楽町水道事業会計予算
- 日程第36 議案第34号 令和6年度甘楽町下水道事業会計予算

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（10人）

3番	田中 享 君	4番	新井 六美 君
5番	横尾 稔 君	6番	堀口 博 君
7番	白石 豊樹 君	8番	吉田 恭介 君
9番	山田 光男 君	10番	金田 倍視 君
11番	中野 喜久勇 君	12番	山田 邦彦 君

欠席議員 なし

説明のため出席した者

町 長	茂原 莊一 君	副 町 長	森平 仁志 君
教 育 長	近藤 秀夫 君	会計管理者（会計課長）	宇佐美 智博 君
総務課長	田村 昌徳 君	企画課長	高橋 功 君
住民課長	高橋 義信 君	健康課長	平井 まさみ 君
福祉課長	五十里 比登志 君	産業課長	田中 睦宏 君
建設課長	秋山 勝重 君	水道課長	富田 和幸 君
教育課長	齋藤 文康 君		

事務局職員出席者

事務局 長	増田 剛久	書 記	岡本 妙子
-------	-------	-----	-------

○開会・開議

午後1時01分開会・開議

◇議長（白石豊樹君） 議員の出席が定足数に達しておりますので、これより令和6年第1回甘楽町議会定例会を開会し、直ちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。順次、議事を進めます。



○日程第1 会議録署名議員の指名

◇議長（白石豊樹君） 日程第1、会議録署名議員の指名をいたします。

甘楽町議会会議規則第127条の規定により、議長から次の議員を指名いたします。

第9番山田光男君、第10番金田倍視君の両名といたします。



○日程第2 会期の決定

◇議長（白石豊樹君） 日程第2、会期の決定を議題といたします。

本件につきましては、先に議会運営委員会が開かれておりますので、議会運営委員長山田光男君、登壇して報告を願います。

◇議会運営委員長（山田光男君） 議会運営委員会報告。議長の指名がありましたので、議会運営委員会の経過と結果について報告をいたします。

去る2月29日に議会運営委員会を開き、本定例会の会期、日程等について協議をした結果、会期については本日から14日までの8日間とし、日程については議会速報で配付したとおりであります。

以上であります。この会期、日程等にご賛同を賜り、円滑な議会運営ができますよう議員各位のご協力をお願い申し上げ、報告といたします。

◇議長（白石豊樹君） お諮りいたします。

議会運営委員長の報告のとおり、本定例会の会期を本日から14日までの8日間とすることにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 異議なしと認めます。

よって、会期は本日から14日までの8日間と決定いたしました。



○日程第3 諸般の報告

◇議長（白石豊樹君） 日程第3、諸般の報告を行います。

去る、2月20日、群馬県町村議会議長会定期総会が開催され、出席いたしました。

本総会におきまして、令和6年度事業計画、一般会計予算、会費の額及び賦課徴収方法についての3議案が上程され、それぞれ原案のとおり承認可決されました。

また、別紙のとおりお手元に配付しました「宣言」及び「決議」が行われましたので、報告いたします。



○日程第4 施政方針

◇議長（白石豊樹君） 日程第4、施政方針を行います。

町長の発言を許します。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 令和6年第1回甘楽町議会定例会の開会にあたり、ご挨拶を申し上げます。

この冬は朝晩冷え込む日もありましたけれども、真冬の時期にもかかわらず暖かい陽気になることが度々ありまして、県内では2月に夏日となった地域もあったようであります。役場前の梅林は早いうちから蕾がほころび始め、今は色鮮やかに花が咲き春の訪れを感じさせております。

一昨日、株式会社ツルヤさんが開発する「かんらショッピングパーク」の地鎮祭に招かれ、出席をしましてまいりました。ツルヤ出店のほか、雑貨衣料品販売の「無印良品」と医療品を扱う「サンドラッグ」や「ダイソー」の4店舗の計画のようです。町としても雇用や誘客の促進が図られ、町内の経済効果につながることを期待しているところでもあります。

町では発足65周年を迎え「キラッとかんら観光キャンペーン」と合わせて記念事業を展開し、積極的に観光客を呼び込んでいきたいと考えておりますので、議員の皆様におかれましても、引き続きのご支援ご協力をお願い申し上げます。

本日は、ご多忙の中ご出席を賜り、本定例会が開催できますことを心から厚く御礼申し上げます。

さて、早いもので令和5年度も大詰めの時期を迎えました。この一年、議員の皆様をはじめ多くの町民の皆様にご協力をいただき、令和5年度予算案に盛り込まれました事業も予定どおりに進捗しております。この場をお借りして関係者の皆様に深く感謝を申し上げます。

ます。

本定例会では、令和6年度の施政方針を示す各会計の当初予算をはじめ、条例の改正・廃止や制定、令和5年度の予算補正、人事案件など、重要な議案を多数ご提案を申し上げます。議員の皆様には、慎重審議を通じまして、何卒ご理解のうえ、原案のとおりご議決ご同意を賜りますよう、あらかじめお願いを申し上げます。

これより、上程を申し上げます30議案、同意案件2件の大要について申し上げますが、各議案等の詳細につきましては、その都度各課長に説明をいたさせますので、あらかじめご了承のほどをお願い申し上げます。

議案第5号から第10号までは、令和5年度の各会計の補正予算であります。年度末を控え事業の進捗による予算の整理を行い、かつ必要な予算措置をお願いしたいとするものであります。

同意第1号につきましては、任期満了に伴う固定資産評価審査委員会委員に松井勝美さんの選任、同じく第2号は、任期満了に伴う教育委員会委員に齋藤耕一さんの任命につきまして、議会の同意を求めるものであります。

議案第11号は、群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議につきまして、議会の議決を求めるものであります。

議案第12号から第27号までは、条例の一部改正ならびに廃止及び制定の案件であります。それぞれ制度の拡充、町民の利便性の向上を図るため、また上位法の改正に伴うものであります。

議案第28号につきましては、新たに町道として管理していくため認定をお願いするものであります。

議案第29号から第34号につきましては、令和6年度各会計の当初予算であります。

令和6年度甘楽町一般会計予算並びに特別会計につきまして、その大要をご説明申し上げます、併せて予算編成にあたっての所信の一端を申し上げ、議会及び町民の皆様のご理解とご協力を賜りたくお願いを申し上げます。

はじめに、予算編成にあたっての基本方針や財源等について申し上げます。

新型コロナウイルス感染症がようやく終息し、人と人との交流ができる活気のある日常生活が戻ってまいりました。町政の基本である町民の皆様が安全で安心して生活できることを重点に置きながら、一方では、町制65周年を迎え記念事業による各種イベントや催し物の開催により、町の活気を創出するための予算編成をいたしました。

また、町民の声を反映した第6次総合計画に盛り込まれました各種事業を着実に実施してまいりますので、ご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

はじめに、本町の財政状況であります。令和5年度の町税収入の状況は、前年度比6.0%増額の14億9,500万円程度の見通しとなっております。令和6年度につきましては、定額減税の影響による個人町民税の減額、固定資産税などの増額を見込み、町税全体では当初予算額では前年比2.3%の減額14億4,020万4,000円を計上いたします。なお、定額減税の減収補填として減収分相当額である5,300万円の地方特例交付金が国より交付をされます。

町の歳入の根幹となる地方交付税であります。普通交付税は、前年より370万円増額の16億9,370万円を見込んでおります。地方交付税の交付総額は前年と比較して1.9%の増加となります。

このような町税・地方交付税の歳入見込みの中で、令和6年度予算編成にあたっては、厳しい財政状況を深く認識し、限られた財源を重点的かつ効率的に執行するために、甘楽町第6次総合計画に盛り込まれた施策を推進する予算といたしました。

この結果、令和6年度一般会計当初予算の総額は、60億2,300万円で、前年度当初予算と比較して7.8%の減少となりました。

それでは、予算案の重点事業について申し上げます。

1つ目は、子育ての支援対策であります。「めぶきの森かんら」及び「かんら保育園」については、運営を民間事業者へ委ね3年目となりますが、町も事業者と連携し、より質の高い保育サービスの提供、そして幼児教育及び子育て環境の充実をこれからも図ってまいります。

令和5年度からの継続となりますが、学童保育所については、世帯で同時に利用する2人目以降の保育料を半額補助することで利用する世帯の経済的負担を軽減します。

なお、子育てに伴う経済的負担を軽減するため「家庭子育て世帯応援金」の交付、第2子以降にかかる保育料の無料化、小学校及び中学校の生徒約830人の給食費の完全無料化については継続して実施をしております。

また、ひとり親世帯の医療費については、引き続き所得制限を撤廃して無料化し、一般世帯における高校生世代までの医療費の無料化と併せて実施をしております。

2つ目は、町道及び公園の整備であります。甘楽スマートインターチェンジの開通から間もなく1年を迎えますが、その間、多くの町民の皆様や観光客にご利用いただけていま

す。周辺のアクセス道路については現在、「町道東八幡、下原1号線外2路線」の用地買収が完了し一部工事を開始しておりますが、令和6年度で当該道路拡幅工事を完成させ道路環境の整備と利便性の向上を図ってまいります。

公園整備につきましては、甘楽総合公園内の園路及び連絡橋整備工事と小幡周遊園路整備工事を実施し、併せて大手門周辺の造成工事の実施により良好な景観形成を図ります。

また、旧福島幼稚園の園舎を解体撤去し、将来的には公園として整備し地域住民の交流・憩いの場を創出します。

3つ目は、町制施行65周年記念事業の実施であります。町制施行から65周年を迎え、町民の皆様と共に記念事業を実施したいと思います。例年の観光イベントやスポーツイベント等を拡充して実施するほか、名勝楽山園等を記録したPR映像の作成やパラスポーツ体験イベントの開催などを実施いたします。

また、11月3日の文化の日には記念式典を開催し、町内の招待者や交流都市からのご来賓など、多くの皆様にご参列をいただき、町制施行65周年にふさわしい式典にしたいと思っております。

次に、予算区分別の主な新規事業や拡充する事業等について申し上げます。

総務費では、地域おこし協力隊を新たに10名ほど受け入れ、合計16名の隊員により地域の活性化を図りながら、隊員の移住定住に繋げてまいります。また、地域おこし協力隊インターン生20名を受け入れ、関係人口の増加や地域の魅力発見を推進いたします。

なお、新規住宅取得者に交付する「まちづくり定住応援金」や、若い人の定住と町内企業の活性化を図る「奨学金返還支援助成金」、「空き家リフォーム補助金」、「移住支援事業補助金」等については継続して実施をし、引き続き人口減少対策や若者の定住促進に取り組んでまいります。

また、10月からの住民票や印鑑証明書等のコンビニ交付の開始や、デジタル専門人材派遣制度を活用した庁内及び地域のDX化の推進により、町内の皆様の利便性の向上を図ってまいります。

民生費では、新たに高齢者補聴器購入補助金を導入するほか、少子化対策、そして子育て支援対策、高齢者対策を充実させ、全世代が融合して安心して暮らせるまちづくりに取り組みます。

また、拠点となる「にこにこ甘楽」の外壁の改修工事を実施し、安心して利用できるよう施設の長寿命化も図る予定であります。

衛生費では、新型コロナウイルスワクチン接種を個別定期接種として接種費の一部を補助することで実施し、これまでの予防接種事業の実施と併せて、町民の皆様の健康保持を支援をしております。

また、「出産・子育て応援交付金」による妊娠・出産に対する経済的支援の継続や、「成人歯科健診」及び「帯状疱疹ワクチン予防接種費補助」の充実などにより、町民の皆様が安心して健康で暮らせるまちづくりを安心して暮らせるよう取り組んでまいります。

農林水産業費では、昨年10月の「オーガニックビレッジ宣言」を受けて、甘楽町有機農業実施計画のもと甘楽町オーガニック推進協議会が中心となって各種事業を展開し、有機野菜のPR、学校給食での有機野菜の活用及び担い手の確保・育成など、5年後の目標に向けての有機農業を推進をしております。

また、農業者の生活安定を図る支援を実施し、農業者の所得向上、後継者不足解消に繋げてまいります。

商工費では、観光キャンペーンを実施し町の魅力をPRするとともに、3大パークを巡るシャトルワゴン運行を拡充し実施をしております。イベントの開催では、大勢の観光客が見込まれる「さくら祭り」、「さくらウオーク」及び「アンブレラスカイ」等の従来のイベントの拡充に加えて、町制65周年記念事業として昨年好評でありました「プロレス興行」を開催し、町民の皆様や観光客が楽しめる様々なイベントを実施しております。

また、企業の雇用支援や若者の就職支援を継続し、企業進出の促進や雇用の安定を図っております。

土木費では、重点施策でも申し上げましたが、甘楽スマートインターチェンジへのアクセス道路の改良や拡張を進め、利用者の利便性の向上はもちろんのこと、企業誘致、雇用の創出、町内産業の振興を推進するとともに、定住者の増加に繋げる整備にも取り組んでまいります。

消防費では、町民の安全安心な生活を守るために活動している消防団員の士気向上及び消防技術の研鑽を図るため、消防ポンプ操法競技大会出場に係る消防団活動を支援をしております。

また、消防施設整備事業では、老朽化した消防車の更新として、小型可搬ポンプを搭載した消防ポンプ自動車を導入するなど、地域消防力の向上に繋がる施策に取り組んでまいります。

続いて教育費であります。GIGAスクール構想によるICT教育の環境整備を進め、

個別最適な学びのできる授業の実現に取り組むとともに、各校の教材備品を更新し、同じ教育環境での授業の実施に努めてまいります。

また、教職員の使用する校務支援システムの充実により、児童生徒の学校での様子、出欠状況や成績などの情報共有に努めてまいります。

教育施設の整備では、小幡小学校校舎の長寿命化を図るため、外壁改修工事を実施し、長期的な視点での施設の維持管理に取り組むほか、小幡小学校及び新屋小学校の老朽化したブランコ等を更新し、施設の安全管理にも努めてまいります。

学校給食では、有機野菜や地元食材を使用した学校給食の提供や、交流国の給食の日、町内企業給食の日を設けるなど特色ある給食を提供するとともに、アレルギーに対応した安全安心な給食の提供にも取り組み、学校給食の充実を図ってまいります。

引き続きまして、特別会計について申し上げます。

特別会計は、甘楽町国民健康保険事業特別会計予算など3件、企業会計は水道事業会計予算及び下水道事業会計予算の2件になります。

主な特徴は、農業集落排水事業特別会計及び公共下水道事業特別会計が法適用により公営企業会計である下水道事業会計となったことです。公営企業となったため独立採算性が求められることにより、激変を緩和するため当面は町から財政的な補助をしてまいります。ご理解そしてご協力をお願い申し上げます。

これまでどおり快適な生活環境を保持するため、下水道管渠布設や施設の老朽化対策を進めるほか、近年の集中豪雨による浸水対策を図るため「雨水管理総合計画」を策定し、計画に基づいた対策を実施してまいります。

国民健康保険事業特別会計では、引き続き、出産被保険者の産前産後の保険税4ヶ月分の減免や、18歳以下被保険者の保険税均等割額の実質無料化を実施し、子育て中の国保世帯の経済的負担の軽減を図ってまいります。

水道事業会計では、道路改良に伴う配水管布設替工事や漏水事故を引き起こす老朽管の更新工事を実施し、これからも住民の皆様に、安全で安心できる良質な水を、将来にわたって安定的にお届けすることに努めてまいります。

以上が令和6年度当初予算についての概要であります。一般会計当初予算は、厳しい財政状況のなか、適正な起債の借入を行うほか、各基金の繰入れを実施し財源確保に努めた予算編成を行いました。予算執行にあたっては、財政状況の変化により柔軟に対応し、実施事業の取捨選択や経常経費のより一層の圧縮を進め、必要な予算は確保しながら健全な

財政運営に努めていく所存であります。

以上、令和6年第1回甘楽町議会定例会開催にあたり、町政推進にあたって私の所信の一端を申し上げるとともに、議案の概要についてご説明をさせていただきました。

本町財政は厳しい状況に変わりはありませんが、ただ今申し上げましたとおり、町民生活の向上を図るために総力を結集し、しっかりと取り組み、元気とにぎわいのある町、そして誰もが幸せを実感できる町「しあわせホームタウン甘楽」の実現に向け努力をしてまいりますと考えておりますので、議員の皆様並びに町民の皆様の深いご理解とご協力ご支援を賜りますようお願いを申し上げます。

◇議長（白石豊樹君） 施政方針が終わりました。

○日程第5 議案第5号 令和5年度甘楽町一般会計補正予算（第7号）

◇議長（白石豊樹君） 日程第5、議案第5号 令和5年度甘楽町一般会計補正予算（第7号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（高橋 功君） 別冊の補正予算議案書の1ページをお願いいたします。議案第5号 令和5年度甘楽町一般会計補正予算（第7号）。令和5年度甘楽町一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から歳入歳出それぞれ1億7,870万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ69億4,700万円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。繰越明許費。第2条、地方自治法第213条第1項の規定により翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第2表 繰越明許費」による。地方債の補正。第3条、地方債の補正は、「第3表 地方債補正」による。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

次ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」。款と補正額でお願いいたします。歳入。1款町税2,103万円。7款地方消費税交付金995万1,000円。14款使用料及び手数料316万2,000円。15款国庫支出金、減額1,754万1,000円。16款県支出金、減額757万1,000円。17款財産収入、減額2億7,182万6,000円。18款寄附金1,421万4,000円。19款繰入金、減額9,

029万円。20款繰越金1億4,091万8,000円。21款諸収入1,315万3,000円。22款町債610万円。歳入合計。補正前の額71億2,570万円。補正額、減額1億7,870万円。計69億4,700万円。

次ページをお願いいたします。歳出。1款議会費、減額26万円。2款総務費、減額1億5,857万8,000円。3款民生費、減額660万円。4款衛生費、減額1,656万9,000円。6款農林水産業費、減額1,504万6,000円。7款商工費47万5,000円。8款土木費1,456万円。9款消防費91万3,000円。10款教育費240万5,000円。歳出合計。補正前の額71億2,570万円。補正額、減額1億7,870万円。計69億4,700万円。

次ページをお願いいたします。「第2表 繰越明許費」。款、事業名、金額でお願いいたします。2款総務費、電算経費552万6,000円。3款民生費、低所得世帯支援給付金給付事業（追加分）3,511万8,000円。3款民生費、子育て世帯生活支援特別給付金事業（追加分）318万6,000円。6款農林水産業費、一般経費92万9,000円。6款農林水産業費、土地改良事業490万円。8款土木費、道路新設改良事業1億9,730万円。8款土木費、橋梁維持補修事業2,470万円。

「第3表 地方債補正」。変更。起債の目的、補正前の限度額、補正後の限度額でお願いいたします。変更。公共事業等債、道路整備事業。補正前限度額1億5,520万円。補正後限度額1億5,570万円。公共事業等債、都市計画事業。補正前限度額1,120万円。補正後限度額1,680万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

[賛成者挙手]

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第6 議案第6号 令和5年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算(第2号)

◇議長（白石豊樹君） 日程第6、議案第6号 令和5年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（平井まさみ君） 補正予算書の50ページをお願いいたします。議案第6号 令和5年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）。令和5年度甘楽町国民健康保険事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ311万2,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ15億3,706万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

次ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」。款と補正額でお願いします。歳入。1款国民健康保険税、減額2,082万8,000円。4款県支出金310万円。7款繰入金、減額699万5,000円。8款繰越金2,783万5,000円。歳入合計。補正前の額15億3,395万円。補正額311万2,000円。計15億3,706万2,000円。

次ページをお願いします。歳出。1款総務費1万2,000円。2款保険給付費310万円。3款国民健康保険事業費納付金、ゼロ。歳出合計。補正前の額15億3,395万円。補正額311万2,000円。計15億3,706万2,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑を願います。

[「なし」の声あり]

◇議長（白石豊樹君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇日程第7 議案第7号 令和5年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）

◇議長（白石豊樹君） 日程第7、議案第7号 令和5年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

福祉課長。

◇福祉課長（五十里比登志君） 補正予算書の61ページをお願いいたします。議案第7号 令和5年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）。令和5年度甘楽町介護保険事業特別会計補正予算（第5号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ2,499万7,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ14億4,946万7,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いしたいと思います。「第1表 歳入歳出予算補正」。款と補正額でお願いいたします。歳入。9款繰越金2,499万7,000円。歳入合計。補正前の額14億2,447万円、補正額2,499万7,000円、計14億4,946万7,000円。

63ページをお願いいたします。歳出。7款予備費2,499万7,000円。歳出合計。補正前の額14億2,447万円、補正額2,499万7,000円、計14億4,946万7,000円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。



○日程第8 議案第8号 令和5年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算(第2号)

◇議長（白石豊樹君） 日程第8、議案第8号 令和5年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 補正予算書の72ページをお願いいたします。議案第8号 令和5年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）。令和5年度甘楽町農業集落排水事業特別会計補正予算（第2号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ200万円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ6,125万2,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」。款、補正額でお願いいたします。歳入。2款繰入金、減額の200万円。歳入合計。補正前の額6,325万2,000円。補正額、減額の200万円。計6,125万2,000円。

次ページをお願いいたします。歳出。1款農業集落排水事業費、減額の200万円。歳出合計。補正前の額6,325万2,000円。補正額、減額の200万円。計6,12

5万2,000円。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。

◇議長（白石豊樹君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。

ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願ひます。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

○日程第9 議案第9号 令和5年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）

◇議長（白石豊樹君） 日程第9、議案第9号 令和5年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 補正予算書の83ページをお願いいたします。議案第9号 令和5年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）。令和5年度甘楽町公共下水道事業特別会計補正予算（第3号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額から、歳入歳出それぞれ1,296万9,000円を減額し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ4億2,229万5,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。地方債の補正。第2条、地方債の補正は「第2表 地方債補正」による。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」。款、補正額でお願いいたします。歳入。1款分担金及び負担金、減額260万円。2款使用料及び手数料、減

額1,300万円。3款国庫支出金、減額24万8,000円。4款繰入金836万9,000円。6款諸収入61万円。7款町債、減額560万円。8款県支出金、減額50万円。歳入合計。補正前の額4億3,526万4,000円。補正額、減額1,296万9,000円。計4億2,229万5,000円。

次のページをお願いします。歳出。1款公共下水道費、減額1,296万9,000円。歳出合計。補正前の額4億3,526万4,000円。補正額、減額1,296万9,000円。計4億2,229万5,000円。

次のページをお願いいたします。「第2表 地方債補正」。起債の目的、補正前限度額、補正後限度額をお願いいたします。変更。流域下水道事業。補正前限度額950万円。補正後限度額810万円。特定環境保全公共下水道整備事業。補正前限度額2,920万円。補正後限度額2,500万円。なお、起債の方法、利率、償還の方法については変更ございません。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。
ご質疑をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。
続いて、討論に入ります。討論をお願いします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 討論がなければ討論を終結いたします。
続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第10 議案第10号 令和5年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

◇議長（白石豊樹君） 日程第10、議案第10号 令和5年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（平井まさみ君） 補正予算書の98ページをお願いいたします。議案第10号 令和5年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）。令和5年度甘楽町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）は、次に定めるところによる。歳入歳出予算の補正。第1条、歳入歳出予算の総額に、歳入歳出それぞれ527万3,000円を追加し、歳入歳出予算の総額を歳入歳出それぞれ1億7,957万3,000円とする。第2項、歳入歳出予算の補正の款項の区分及び当該区分ごとの金額並びに補正後の歳入歳出予算の金額は、「第1表 歳入歳出予算補正」による。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

次ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算補正」。款と補正額でお願いします。歳入。1款後期高齢者医療保険料731万5,000円。2款繰入金、減額225万4,000円。3款諸収入21万2,000円。歳入合計。補正前の額1億7,430万円。補正額527万3,000円。計1億7,957万3,000円。

次ページをお願いいたします。歳出。2款後期高齢者医療広域連合納付金506万円。3款諸支出金21万3,000円。歳出合計。補正前の額1億7,430万円。補正額527万3,000円。計1億7,957万3,000円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇議長（白石豊樹君） 提案者の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。ご質疑を願います。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 質疑がなければ質疑を終結いたします。

続いて、討論に入ります。討論をお願いいたします。

〔「なし」の声あり〕

◇議長（白石豊樹君） 討論がなければ討論を終結いたします。

続いて、採決に入ります。

お諮りいたします。本案を原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

〔賛成者挙手〕

◇議長（白石豊樹君） 挙手全員。

よって、本案は原案のとおり承認可決されました。

◇

○日程第 1 1 同意第 1 号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 1 1、同意第 1 号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 同意第 1 号 甘楽町固定資産評価審査委員会委員の選任について。下記の者を甘楽町固定資産評価審査委員会の委員に選任したいから、地方税法（昭和 2 5 年法律第 2 2 6 号）第 4 2 3 条第 3 項の規定により、町議会の同意を求める。記。住所は [REDACTED]。氏名は松井勝美。生年月日は [REDACTED]。令和 6 年 3 月 7 日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由であります、甘楽町固定資産評価審査委員会委員松井勝美氏が、令和 6 年 4 月 5 日をもって任期満了となるためであります。

よろしく願いいたします。

◇

○日程第 1 2 同意第 2 号 甘楽町教育委員会委員の任命について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 1 2、同意第 2 号 甘楽町教育委員会委員の任命についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

町長。

◇町長（茂原荘一君） 同意第 2 号 甘楽町教育委員会委員の任命について。下記の者を甘楽町教育委員会の委員に任命したいから、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和 3 1 年法律第 1 6 2 号）第 4 条第 2 項の規定により、町議会の同意を求める。

記。住所は [REDACTED]。氏名は齋藤耕一。生年月日は [REDACTED]。令和 6 年 3 月 7 日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由であります、甘楽町教育委員会委員齋藤耕一氏が、令和 6 年 4 月 6 日をもって任期満了となるため。

以上であります。

◇

○日程第 1 3 議案第 1 1 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議
について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 1 3、議案第 1 1 号 群馬県市町村公平委員会共同設置規

約の変更に関する協議についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（田村昌徳君） 議案書5ページをお願いいたします。議案第11号 群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更に関する協議について。群馬県市町村公平委員会共同設置規約の変更について、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7第2項の規定により、別紙のとおり群馬県市町村公平委員会を共同設置する地方公共団体間において協議の上定めることについて、同条第3項の規定により準用する同法第252条の2の2第3項本文の規定により、議会の議決を求める。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。（1）令和6年4月1日から、群馬県市町村公平委員会を共同設置する団体に富岡市及び榛東村が加入するため。（2）負担金の算出方法の改正（負担金の算定基礎となる「対象職員数」の明確化及び団体割負担金の新設）を行うため。

以上でございます。



○日程第14 議案第12号 甘楽町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第14、議案第12号 甘楽町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

総務課長。

◇総務課長（田村昌徳君） 議案書の8ページをお願いいたします。議案第12号 甘楽町職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。町職員が自己啓発等休業を取得する際の、諸条件の明確化を図るため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。



○日程第15 議案第13号 甘楽町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第15、議案第13号 甘楽町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（高橋 功君） 議案書の11ページをお願いいたします。議案第13号 甘楽町公共施設等整備基金条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。公共施設の解体撤去に、基金を活用するため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○日程第16 議案第14号 甘楽町公立学校基金条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第16、議案第14号 甘楽町公立学校基金条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（高橋 功君） 議案書の13ページをお願いいたします。議案第14号 甘楽町公立学校基金条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。教育環境の整備に必要な備品の購入に、基金を活用するため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○日程第17 議案第15号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第17、議案第15号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

住民課長。

◇住民課長（高橋義信君） 議案書の15ページをお願いいたします。議案第15号 甘楽町手数料条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。政令の一部改正及び住民票等の広域交付開始に伴う改正のため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

○日程第 18 議案第 16 号 甘楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 18、議案第 16 号 甘楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（平井まさみ君） 議案書の 18 ページをお願いいたします。議案第 16 号 甘楽町行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律に基づく個人番号の利用及び特定個人情報の提供に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和 6 年 3 月 7 日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。マイナンバーを利用した情報連携による福祉医療事務を開始するため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇-----◇-----
○日程第 19 議案第 17 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 19、議案第 17 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

福祉課長。

◇福祉課長（五十里比登志君） 議案書の 20 ページをお願いいたします。議案第 17 号 甘楽町介護保険条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和 6 年 3 月 7 日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。政令等の一部改正に伴い、介護保険料に改定が生じたため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇-----◇-----
○日程第 20 議案第 18 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第 20、議案第 18 号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

産業課長。

◇産業課長（田中睦宏君） 議案書の22ページをお願いいたします。議案第18号 甘楽町小口資金融資促進条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。実施期間を延長し、事業を継続させるため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。



○日程第21 議案第19号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第21、議案第19号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

◇建設課長（秋山勝重君） 議案書の24ページをお願いいたします。議案第19号 甘楽町公の施設の設置及び環境整備等に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。公園を公共施設として登録し、町で管理するため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。



○日程第22 議案第20号 甘楽町給水条例等の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第22、議案第20号 甘楽町給水条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 議案書の26ページをお願いいたします。議案第20号 甘楽町給水条例等の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。水道行政の管轄が、厚生労働省から国土交通省及び環境省へ移管されることに伴う改正のため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇

○日程第23 議案第21号 甘楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について

◇議長（白石豊樹君） 日程第23、議案第21号 甘楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 議案書の28ページをお願いいたします。議案第21号 甘楽町下水道事業の設置等に関する条例の制定について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。下水道事業の地方公営企業法への全部適用に伴う条例制定のため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇

○日程第24 議案第22号 甘楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第24、議案第22号 甘楽町特別会計条例等の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 議案書の31ページをお願いいたします。議案第22号 甘楽町特別会計条例等の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。下水道事業の地方公営企業法への全部適用に伴う改正のため。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇

○日程第25 議案第23号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第25、議案第23号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 議案書の33ページをお願いいたします。議案第23号 甘楽町下水道条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令

和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。下水道事業の地方公営企業法への全部適用に伴う改正のため。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◇

○日程第26 議案第24号 甘楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第26、議案第24号 甘楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 議案書の36ページをお願いいたします。議案第24号 甘楽町公共下水道事業受益者負担に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。下水道事業の地方公営企業法への全部適用に伴う改正のため。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◇

○日程第27 議案第25号 甘楽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第27、議案第25号 甘楽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 議案書の38ページをお願いいたします。議案第25号 甘楽町農業集落排水処理施設の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。下水道事業の地方公営企業法への全部適用に伴う改正のため。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◇

○日程第28 議案第26号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第28、議案第26号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 議案書の40ページをお願いいたします。議案第26号 企業職員の給与の種類及び基準に関する条例の一部を改正する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。下水道事業の地方公営企業法への全部適用に伴う改正のため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇

○日程第29 議案第27号 甘楽町水洗便所改造資金融資あっせん条例を廃止する条例について

◇議長（白石豊樹君） 日程第29、議案第27号 甘楽町水洗便所改造資金融資あっせん条例を廃止する条例についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 議案書の42ページをお願いいたします。議案第27号 甘楽町水洗便所改造資金融資あっせん条例を廃止する条例について。上記の議案を別紙のとおり提出する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。提案理由。融資制度を廃止し、別の補助制度の推進を図るため。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇

○日程第30 議案第28号 甘楽町道路線の認定について

◇議長（白石豊樹君） 日程第30、議案第28号 甘楽町道路線の認定についてを議題といたします。

提案者の説明を求めます。

建設課長。

◇建設課長（秋山勝重君） 議案書の44ページをお願いいたします。議案第28号 甘楽町道路線の認定について。道路法（昭和27年法律第180号）第8条第2項の規定に基づき、甘楽町道路線を下記のとおり認定する。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘

一。記。認定する路線。路線名。藤塚・小幡新町線。起点。福島字藤塚1703番地2から。終点。福島字小幡新町1759番地9まで。重要な経過地。なし。整理番号。5185。提案理由。新たに町道として管理するため。

以上でございます。よろしく願いいたします。

◇

○日程第31 議案第29号 令和6年度甘楽町一般会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第31、議案第29号 令和6年度甘楽町一般会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

企画課長。

◇企画課長（高橋 功君） 別冊の令和6年度甘楽町予算書の1ページをお願いいたします。議案第29号 令和6年度甘楽町一般会計予算。令和6年度甘楽町一般会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ60億2,300万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。債務負担行為。第2条、地方自治法第214条の規定により債務を負担することができる事項、期間及び限度額は、「第2表 債務負担行為」による。地方債。第3条、地方自治法第230条第1項の規定により起こすことができる地方債の起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、「第3表 地方債」による。一時借入金。第4条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は3億円と定める。歳出予算の流用。第5条、地方自治法第220条第2項ただし書きの規定により歳出予算の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第1号。各項に計上した給料、職員手当及び共済費に係る予算額に過不足を生じた場合における同一款内でのこれらの経費の各項の間の流用。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

次ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算」。款と金額でお願いいたします。歳入。1款町税14億4,020万4,000円。2款地方譲与税7,615万2,000円。3款利子割交付金50万円。4款配当割交付金700万円。5款株式等譲渡所得割交付金500万円。6款法人事業税交付金2,300万円。7款地方消費税交付金3億2,000万円。8款ゴルフ場利用税交付金4,000万円。9款環境性能割交付金500万円。10款地方特例交付金6,300万円。11款地方交付税18億2,370万

円。12款交通安全対策特別交付金100万円。次ページをお願いいたします。13款負担金及び負担金96万6,000円。14款使用料及び手数料1億2,977万7,000円。15款国庫支出金8億2,918万8,000円。16款県支出金4億5,375万5,000円。17款財産収入855万7,000円。18款寄附金5,800万円。19款繰入金2億5,863万6,000円。20款繰越金1億円。21款諸収入1億4,936万5,000円。22款町債2億3,020万円。歳入合計60億2,300万円。

次ページをお願いいたします。歳出。1款議会費7,237万7,000円。2款総務費10億4,350万1,000円。3款民生費18億2,547万2,000円。4款衛生費4億8,778万4,000円。5款労働費1万7,000円。6款農林水産業費3億3,955万9,000円。7款商工費1億867万2,000円。8款土木費6億4,632万円。9款消防費3億2,193万6,000円。次ページをお願いいたします。10款教育費7億3,832万2,000円。11款災害復旧費1万3,000円。12款公債費4億2,902万7,000円。13款予備費1,000万円。歳出合計60億2,300万円。

次ページをお願いいたします。「第2表 債務負担行為」。事項、期間、限度額をお願いいたします。甘楽町固定資産税土地評価業務委託事業。令和7年度から令和8年度まで。1,684万1,000円。戸籍システム標準化対応事業。令和7年度から令和7年度まで。2,236万4,000円。

「第3表 地方債」。起債の目的、限度額から申し上げます。臨時財政対策1,170万円。公共事業等債道路整備事業8,620万円。公共事業等債都市計画事業5,120万円。公共施設等適正管理推進事業（施設長寿命化）3,380万円。学校教育施設等整備事業（小学校外壁改修）2,420万円。防災基盤整備事業2,310万円。合計2億3,020万円。次ページをお願いいたします。起債の方法はいずれも証書借入または証券発行。利率はいずれも年3.0%以内。償還の方法はいずれも政府資金その他借入先の融資条件によるものとする。ただし、町財政の都合により、据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還または低利に借り換えることができる。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇

○日程第32 議案第30号 令和6年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第32、議案第30号 令和6年度甘楽町国民健康保険事業

特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（平井まさみ君） 当初予算書の224ページをお願いいたします。議案第30号 令和6年度甘楽町国民健康保険事業特別会計予算。令和6年度甘楽町国民健康保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ14億4,240万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

次ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算」。款と予算額でお願いいたします。歳入。1款国民健康保険税2億7,699万9,000円。2款使用料及び手数料1,000円。3款国庫支出金1,000円。4款県支出金10億3,230万円。5款財産収入5,000円。6款寄附金1,000円。7款繰入金1億953万3,000円。8款繰越金2,000万円。9款諸収入356万円。歳入合計14億4,240万円。

次ページをお願いいたします。歳出。1款総務費1,159万1,000円。2款保険給付費9億8,312万4,000円。3款国民健康保険事業費納付金4億1,072万円。4款共同事業拠出金1,000円。5款保健事業費2,898万3,000円。6款基金積立金5,000円。7款公債費1,000円。8款諸支出金597万5,000円。9款予備費200万円。歳出合計14億4,240万円。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。



○日程第33 議案第31号 令和6年度甘楽町介護保険事業特別会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第33、議案第31号 令和6年度甘楽町介護保険事業特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

福祉課長。

◇福祉課長（五十里比登志君） 予算書の251ページをお願いいたします。議案第31号 令和6年度甘楽町介護保険事業特別会計予算。令和6年度甘楽町介護保険事業特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、

歳入歳出それぞれ13億1,860万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。一時借入金。第2条、地方自治法第235条の3第2項の規定による一時借入金の借り入れの最高額は2,000万円と定める。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

次のページをお願いします。「第1表 歳入歳出予算」。款、予算額でお願いいたします。歳入。1款保険料3億21万4,000円。2款国庫支出金2億8,547万5,000円。3款支払基金交付金3億3,981万円。4款県支出金1億9,543万4,000円。5款財産収入2,000円。6款寄附金1,000円。7款繰入金1億9,153万円。8款諸収入162万5,000円。9款繰越金450万8,000円。10款町債1,000円。歳入合計13億1,860万円。

次のページをお願いいたします。歳出となります。1款総務費1,110万円。2款保険給付費12億2,360万7,000円。3款地域支援事業費8,270万6,000円。4款基金積立金2,000円。5款公債費1,000円。6款諸支出金18万4,000円。7款予備費100万円。歳出合計13億1,860万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。

◇

○日程第34 議案第32号 令和6年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第34、議案第32号 令和6年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

健康課長。

◇健康課長（平井まさみ君） 予算書の292ページをお願いいたします。議案第32号 令和6年度甘楽町後期高齢者医療特別会計予算。令和6年度甘楽町後期高齢者医療特別会計の予算は、次に定めるところによる。歳入歳出予算。第1条、歳入歳出予算の総額は、歳入歳出それぞれ2億350万円と定める。第2項、歳入歳出予算の款項の区分及び当該区分ごとの金額は、「第1表 歳入歳出予算」による。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

次ページをお願いいたします。「第1表 歳入歳出予算」。款と金額でお願いします。歳入。1款後期高齢者医療保険料1億4,624万7,000円。2款繰入金5,699万円。3款諸収入9万6,000円。4款繰越金16万7,000円。歳入合計2億35

0万円。

次ページをお願いいたします。歳出。1款総務費98万4,000円。2款後期高齢者医療広域連合納付金2億226万4,000円。3款諸支出金8万5,000円。4款予備費16万7,000円。歳出合計2億350万円。

以上でございます。よろしくお願いいたします。



○日程第35 議案第33号 令和6年度甘楽町水道事業会計予算

◇議長（白石豊樹君） 日程第35、議案第33号 令和6年度甘楽町水道事業会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長（富田和幸君） 予算書の305ページをお願いいたします。議案第33号 令和6年度甘楽町水道事業会計予算。総則。第1条、令和6年度水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第（1）号、給水戸数5,408戸。第（2）号、年間総給水量164万2,200立方メートル。第（3）号、1日平均給水量4,499立方メートル。第（4）号、主要な建設改良事業1億1,092万4,000円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。収入。第1款上水道事業収益2億3,880万円。第2款簡易水道事業収益920万円。収入合計2億4,800万円。支出。第1款上水道事業費用2億2,700万円。第2款簡易水道事業費用2,080万円。支出合計2億4,780万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額1億1,240万円は、過年度分損益勘定留保資金1,945万5,000円、当年度分損益勘定留保資金8,424万4,000円、当年度分消費税及び地方消費税資本的収支調整額870万1,000円で補てんするものとする。収入。第1款資本的収入5,000万円。

次ページをお願いいたします。支出。第1款資本的支出1億6,240万円。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。起債の目的、配水管整備事業。限度額5,000万円。起債の方法、証書借入又は証券発行。利率、年3.0%以内。償還の方法。政府資金その他借入先の融資条件

によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は1億円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第(1)号、営業費用と営業外費用、特別損失。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第(1)号、職員給与費5,117万8,000円。第(2)号、交際費2万円。

たな卸資産購入限度額。第10条、たな卸資産の購入限度額は、263万円と定める。
令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

以上でございます。よろしくお願ひいたします。



○日程第36 議案第34号 令和6年度甘楽町下水道事業会計予算

◇議長(白石豊樹君) 日程第36、議案第34号 令和6年度甘楽町下水道事業会計予算を議題といたします。

提案者の説明を求めます。

水道課長。

◇水道課長(富田和幸君) 予算書の354ページをお願いいたします。議案第34号 令和6年度甘楽町下水道事業会計予算。総則。第1条、令和6年度下水道事業会計の予算は、次に定めるところによる。業務の予定量。第2条、業務の予定量は、次のとおりとする。第(1)号、排水戸数3,874戸。第(2)号、年間総処理水量109万8,000立方メートル。第(3)号、1日平均処理水量3,008立方メートル。第(4)号、主要な建設改良事業、汚水渠工事6,429万5,000円。

収益的収入及び支出。第3条、収益的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。なお、下水道事業費用の営業費用中の公営企業会計移行支援業務委託料420万円の財源に充てるため、公営企業会計移行事業債370万円を借り入れる。収入。第1款下水道事業収益4億5,380万円。支出。第1款下水道事業費用4億5,380万円。

資本的収入及び支出。第4条、資本的収入及び支出の予定額は、次のとおりと定める。

資本的収入額が資本的支出額に対し不足する額3,741万8,000円は、引継金649万8,000円、当年度分損益勘定留保資金3,092万円で補てんするものとする。収入。第1款資本的収入2億5,659万5,000円。支出。第1款資本的支出2億9,401万3,000円。

特例的収入及び支出。次のページをお願いいたします。第4条の2、地方公営企業法施行令第4条第4項の規定により当該事業年度に属する債権及び債務として整理する未収金及び未払金の金額は、それぞれ3,432万1,000円及び3,006万7,000円である。

企業債。第5条、起債の目的、限度額、起債の方法、利率及び償還の方法は、次のとおりと定める。

起債の目的、流域下水道整備事業。限度額820万円。特定環境保全公共下水道整備事業3,510万円。起債の方法。いずれも証書借入又は証券発行。利率、いずれも年3.0%以内。償還の方法。いずれも政府資金その他借入先の融資条件によるものとする。ただし、財政の都合により据置期間及び償還期限を短縮し、もしくは繰上償還又は低利に借換えることができる。

一時借入金。第6条、一時借入金の限度額は1億1,000万円と定める。

予定支出の各項の経費の金額の流用。第7条、予定支出の各項の経費の金額を流用することができる場合は、次のとおりと定める。第(1)号、営業費用と営業外費用、特別損失。

議会の議決を経なければ流用することのできない経費。第8条、次に掲げる経費については、その経費の金額を、それ以外の経費の金額に流用し、またはそれ以外の経費をその経費の金額に流用する場合は、議会の議決を経なければならない。第(1)号、職員給与費1,229万1,000円。

他会計からの補助金。第9条、一般会計からこの会計へ補助を受ける金額は、2億4,974万1,000円と定める。令和6年3月7日提出。甘楽町長茂原荘一。

以上でございます。よろしくをお願いいたします。

◇

○散 会

◇議長(白石豊樹君) 本日はこれにて散会といたします。

午後2時31分散会

